

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年8月11日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
【会社名】	五洋インテックス株式会社
【英訳名】	GOYO INTEX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大 脇 功 嗣
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市小木五丁目411番地
【電話番号】	0568(76)1050
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 長 縄 幹 浩
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市小木五丁目411番地
【電話番号】	0568(76)1050
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 長 縄 幹 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第 1 四半期 連結累計期間	第38期 第 1 四半期 連結累計期間	第37期
会計期間	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日
売上高 (千円)	316,183	272,284	1,519,327
経常利益又は経常損失 () (千円)	14,283	49,525	41,351
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 () (千円)	11,518	51,560	25,919
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	15,270	50,473	22,494
純資産額 (千円)	515,346	598,854	577,112
総資産額 (千円)	1,184,706	1,285,483	1,316,214
1 株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額 () (円)	0.97	3.99	2.10
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.5	46.4	43.8

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3 第37期第 1 四半期連結累計期間及び第38期第 1 四半期連結累計期間における潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額につきましては、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4 第37期における潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事項が発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社取締役会において、第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことを平成26年4月7日付で決議し、平成26年4月25日付で新株予約権付社債934,560株（議決権の数934個）及び新株予約権1,882,640株（議決権の数1,882個）を発行しておりますが、平成26年6月末日現在、当社には新株予約権付社債280,368株（議決権の数280個）及び新株予約権1,882,640株（議決権の数1,882個）の潜在株式があります。これらの潜在株式が全て行使された場合の議決権の数は2,162個となり、平成26年3月末日現在の総議決権数12,579個に対する希薄化率17.2%になり、相応の株式価値の希薄化につながることになります。これにより当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当第1四半期会計期間末日現在の総議決権数については、株式名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿により記載をしております。

(2) 資金調達に関わるリスク

当社は当社取締役会において、新規事業として中国カーテン事業及び国内ベッドリネン事業、既存事業としてインハウス見本帳改訂を資金使途とする第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことを平成26年4月7日付で決議し、平成26年4月25日付で発行いたしました。

これら新株予約権等につきましては、その性質上、行使価額が市場価額を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、新規事業等に支障をきたす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

Casablanca Group Limitedとの業務提携について

当社は、平成26年4月7日開催の取締役会において、Casablanca Group Limitedと業務提携を行うことを決議し、同社とは、当社の日本製カーテンと同社のベッドリネンとのコーディネート販売や、寝室に特化したカーテンを新規共同開発し同社との販売網で展開し、また、当社のエコカーテン「エコフィックス」も同社を中国での総代理店として販売していくことを目的に業務提携を締結いたしました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、景気はこのところ弱い動きとなっております。当カーテン業界におきましては、カーテン市場に影響を及ぼします新設住宅着工総戸数は減少しており、今後も暫くの間減少傾向で推移するものと思われます。

このような状況の下、当社グループは6月にメインブランドのひとつであります「サザンクロス」の見本帳を4年ぶりに改訂するとともに、4月に業務提携を行いましたCasablanca Group Limitedとは、香港、中国市場での当社カーテンの販売及び同社のベッドリネン商品の国内販売の構築を行ってまいりましたが、売上高は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、減少いたしました。

利益面におきましては、見本帳「サザンクロス」の改訂に係る販売促進費用等の増加、営業外費用として第三者割当による社債発行費が発生したことで、損失は拡大いたしました。

以上の結果、売上高は前年同四半期比13.9%減の272百万円、営業損失は42百万円（前年同四半期は8百万円の営業損失）、経常損失は49百万円（前年同四半期は14百万円の経常損失）、四半期純損失は51百万円（前年同四半期は11百万円の四半期純損失）となりました。

第2四半期以降におきましては、見本帳「サザンクロス」による販売強化を図るとともに、香港、中国市場での当社カーテン商品及び国内におけるベッドリネン商品の販売により、収益の拡大を目指してまいります。

(2) 財政状態の分析

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べ38百万円減少して769百万円となりました。これは現金及び預金が70百万円増加、商品及び製品が21百万円増加、その他（見本帳生地等）が12百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が146百万円減少したことなどによります。固定資産は、8百万円増加して516百万円となりました。これは、建設仮勘定が7百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ30百万円減少し、1,285百万円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べ67百万円減少して523百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が33百万円減少、未払法人税等が11百万円減少、未払消費税等が10百万円減少したことなどによります。固定負債は、15百万円増加して162百万円となりました。これは、長期借入金が16百万円減少したものの、新株予約権付社債が30百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ52百万円減少し、686百万円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ21百万円増加して598百万円となりました。これは、四半期純損失が51百万円となったものの、新株予約権付社債の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ35百万円増加したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,240,061	13,240,061	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株であります。
計	13,240,061	13,240,061	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月7日
新株予約権の数(個)	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	934,560株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107円
新株予約権の行使期間	平成26年4月26日～平成28年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107円 資本組入額53.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に転換価額107円(ただし、調整された場合は、調整後の転換価額(注)1)を乗じた額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(千円)	30,000千円

(注) 1 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本項第 号()に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 本項第 号()に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合
なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものととして本()を適用する。
調整後の転換価額は、発行される新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- () 本号()における対価とは、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- () 本号()乃至()の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号()乃至()に係らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本項第 号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ()株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 2 上記により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月7日
新株予約権の数(個)	40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,882,640株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	116円
新株予約権の行使期間	平成26年4月26日～平成28年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 116円 資本組入額 58円
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ()本項第 号()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ()当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合
調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。
- ()本項第 号()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合
調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ()行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し小数第2位を切り捨てるものとする。
- ()行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ()行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ()株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ()行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使の条件

行使期間は、平成26年4月26日から平成28年4月25日（但し、平成28年4月25日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ()当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。）の3営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前日から株主確定日までの期間
- ()振替機関が必要であると認めた日
- ()第3項「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

本新株予約権の一部行使はできない。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

4 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日（注）	654	13,240	35,000	967,588	35,000	280,884

（注）平成26年4月25日付で新株予約権付社債を発行し、その行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,579,000	12,579	単元株式数は1,000株であります。
単元未満株式	普通株式 5,860	—	—
発行済株式総数	12,585,860	—	—
総株主の議決権	—	12,579	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、自己株式650株が含まれております。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 五洋インテックス株式会社	愛知県小牧市小木5-411	1,000	—	1,000	0.00
計	—	1,000	—	1,000	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人コスモスによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成26年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	226,324	296,972
受取手形及び売掛金	306,567	159,644
商品及び製品	257,992	279,140
原材料及び貯蔵品	8,702	10,303
その他	12,097	24,958
貸倒引当金	3,503	1,712
流動資産合計	808,182	769,307
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	156,919	155,949
機械装置及び運搬具（純額）	0	0
土地	289,500	289,500
建設仮勘定	-	7,856
その他（純額）	525	437
有形固定資産合計	446,945	453,743
無形固定資産		
商標権	245	237
ソフトウェア	258	200
無形固定資産合計	504	437
投資その他の資産		
投資有価証券	24,555	26,145
差入保証金	32,643	32,643
その他	27,003	27,312
貸倒引当金	23,621	24,106
投資その他の資産合計	60,582	61,995
固定資産合計	508,031	516,176
資産合計	1,316,214	1,285,483

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成26年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	165,500	132,249
短期借入金	248,500	241,000
1年内返済予定の長期借入金	92,328	86,028
未払法人税等	16,976	5,702
未払消費税等	12,522	1,591
賞与引当金	17,000	18,800
その他	38,432	38,364
流動負債合計	591,259	523,735
固定負債		
新株予約権付社債	-	30,000
長期借入金	109,246	92,464
繰延税金負債	2,508	3,015
役員退職慰労引当金	5,324	5,324
退職給付に係る負債	23,855	25,174
資産除去債務	6,908	6,915
固定負債合計	147,842	162,893
負債合計	739,101	686,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	932,588	967,588
資本剰余金	245,884	280,884
利益剰余金	608,114	659,675
自己株式	264	292
株主資本合計	570,094	588,505
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,018	8,105
その他の包括利益累計額合計	7,018	8,105
新株予約権	-	2,244
純資産合計	577,112	598,854
負債純資産合計	1,316,214	1,285,483

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	316,183	272,284
売上原価	160,347	138,675
売上総利益	155,835	133,609
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	63,960	62,641
賞与引当金繰入額	-	1,800
退職給付費用	3,298	1,818
業務委託費	9,491	12,249
賃借料	15,542	13,821
減価償却費	4,908	3,211
貸倒引当金繰入額	6	-
その他	67,409	80,407
販売費及び一般管理費合計	164,617	175,948
営業損失()	8,781	42,339
営業外収益		
為替差益	-	174
貸倒引当金戻入額	1,682	1,307
その他	1,781	2,059
営業外収益合計	3,464	3,540
営業外費用		
支払利息	2,085	2,029
売上割引	69	117
為替差損	642	-
株式交付費	5,231	-
社債発行費	-	7,489
その他	937	1,090
営業外費用合計	8,966	10,726
経常損失()	14,283	49,525
特別利益		
投資有価証券売却益	8,332	6
特別利益合計	8,332	6
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税金等調整前四半期純損失()	5,951	49,518
法人税、住民税及び事業税	5,567	2,041
法人税等合計	5,567	2,041
少数株主損益調整前四半期純損失()	11,518	51,560
四半期純損失()	11,518	51,560

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	11,518	51,560
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,751	1,086
その他の包括利益合計	3,751	1,086
四半期包括利益	15,270	50,473
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	15,270	50,473

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	4,902千円	3,204千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

株主資本の著しい変動

当社は、平成24年5月28日開催の取締役決議により、平成24年6月29日付で、第1回新株予約権を発行いたしました。

これに伴う新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ46,428千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が920,476千円、資本剰余金が233,773千円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

株主資本の著しい変動

当社は、平成26年4月7日開催の取締役会決議により、平成26年4月25日付で、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)及び第2回新株予約権を発行いたしました。

これに伴う本新株予約権付社債の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ35,000千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が967,588千円、資本剰余金が280,884千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

当社グループは、カーテンを中心とした室内装飾品の販売を主な事業内容としており、単一セグメントであることから、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループは、カーテンを中心とした室内装飾品の販売を主な事業内容としており、単一セグメントであることから、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	0.97円	3.99円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	11,518	51,560
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	11,518	51,560
普通株式の期中平均株式数(株)	11,889,379	12,922,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成26年 4 月25日発行の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(券面総額100百万円) 第 2 回新株予約権(目的となる株式の数1,882,640株) この概要は、「第 3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 8 日

五洋インテックス株式会社

取 締 役 会 御中

監査法人 コスモス

代 表 社 員
業務執行社員

公認会計士 太 田 修 二

代 表 社 員
業務執行社員

公認会計士 新 開 智 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている五洋インテックス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋インテックス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。